

原規規発第 2312221 号  
令和 5 年 1 2 月 2 2 日

九州電力株式会社  
代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

原子力規制委員会

玄海原子力発電所第 3 号機の試験使用承認について

令和 4 年 3 月 7 日付け原発本第 2 1 6 号（令和 4 年 3 月 3 0 日付け原発本第 2 3 6 号、令和 5 年 2 月 1 7 日付け原発本第 1 8 2 号及び令和 5 年 1 1 月 2 2 日付け原発本第 1 8 4 号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました標記の件については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 5 3 年通商産業省令第 7 7 号）第 1 7 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象施設

原子炉本体

2. 使用の期間

自：令和 6 年 1 月 7 日以降であって、原子炉に燃料体を挿入する前に必要な全ての使用前確認が終了した時

至：原子炉の臨界反応操作を開始させる前

3. 使用の方法

燃料体を挿入できる段階において、原子炉内に燃料体を挿入し、一次冷却系統を昇温・昇圧して、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性の確認を行うことにより原子炉容器の健全性を確認する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき運転する。